

「白鷹町空き家等の適正管理に関する条例

(案)「のパブリックコメントについて

皆さんのご意見をお寄せください!

町では、平成25年度に「白鷹町空き家等の適正管理に関する条例(案)」を制定します。現在まで検討を重ね、12月の議会に中間報告をさせて頂いた概要をお知らせします。条例(案)、概要については、各地区公民館、役場総務課企画室や町ホームページ等で公開していますので内容をご覧いただき、皆様のご意見をお寄せください。なお、今後につきましては、皆様からのご意見等を受け、議会に上程することとなります。

○空き家とは？

「空き家」とは、住宅や住宅に付属する倉庫、その他の工作物で、現に人が居住していないもの、人が居住していないものと同様の状態にあるものをいいます。

また、住宅などの敷地も「空き家」に含みます。

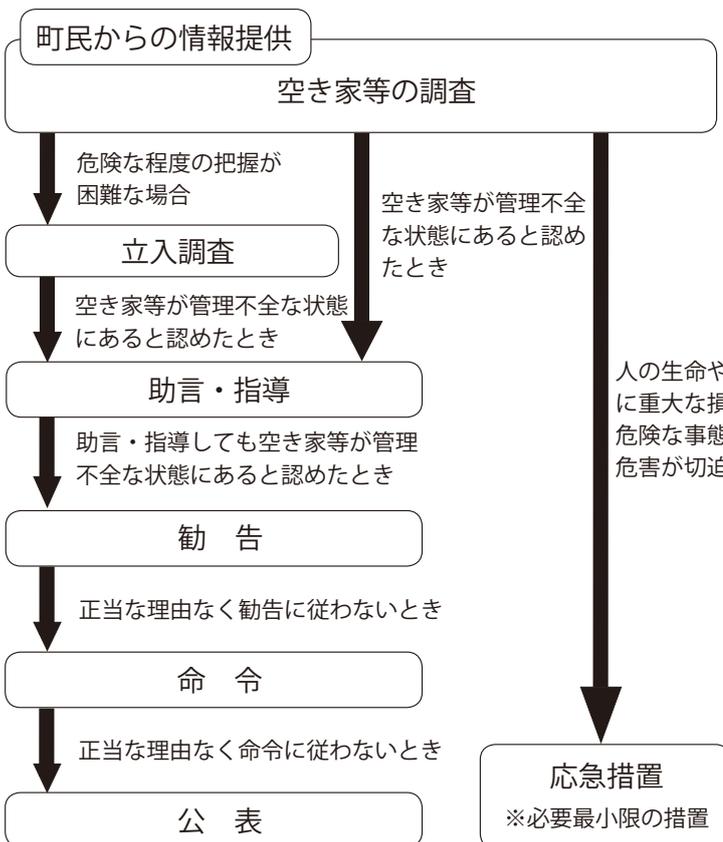
○なぜ問題なの？

家屋の倒壊・損壊や落雪などにより生命や財産に危害を及ぼしたり景観を損ねるなど、さまざまな形で町民の生活に影響します。

○持ち主の責任は？

建物が倒壊し、物が落下するなどして近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、その建物の所有者(持ち主)は損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

老朽化した危険な空き家に対する対応 (案)



「白鷹町空き家等の適正管理に関する条例(案)」施行までの流れ

